

様式第7号（第10条関係）

<p>小規模特定事業変更許可（不許可）通知書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">沼 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">沼田市長 印</p> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日付けで変更申請のあった小規模特定事業については、許可（不許可）となりましたので通知します。</p>			
許可（不許可）年月日	年 月 日	許可番号	
事業区域の位置			
事業区域の面積	m ²		
土砂等埋立て等区域の面積	m ²		
許可の期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
事業区域に搬入する土砂等の数量	m ³		
許可条件			
不許可の理由			

- (教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沼田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沼田市を被告として（訴訟において沼田市を代表する者は沼田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

